

教職第2002号
平成23年3月24日

各教育局長様

北海道教育委員会教育長

教職員の服務規律の厳正な保持について（通達）

このことについて、別添写しのとおり各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて
通達・通知したので、適切に指導してください。

（総務政策局総務課人事グループ）

（総務政策局教職員課人事法規グループ）

教職第2002号
平成23年3月24日

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

教職員の服務規律の厳正な保持について（通達）

昨年実施した「教職員の服務規律等の実態に関する調査」において、学校備品を使用して職員団体用務を行った、年次有給休暇等の手続を行わずに職員団体の会議等に出席した、あるいは、ビラ配り、電話かけなどの選挙運動を行ったことがあるなどの回答があり、これら法令等違反の疑いのある行為について、これまで具体的な内容の把握・確認を行ってきた結果、この度、関係職員について訓戒措置等を行ったところです。

学校備品の目的外使用は厳に慎むべき行為であるとともに、勤務時間内に年次有給休暇等を取得せずに職員団体のための活動することなどは職務専念義務違反に当たるものであります。特に、教職員の政治的行為については、国政選挙や統一地方選挙ごとに、教育公務員特例法や公職選挙法等の関係法令等に違反する行為を行うことのないよう周知徹底するとともに、教育の政治的中立性を疑わしめる行為を厳に慎むよう通達してきたところですが、今回訓戒措置等の対象となった行為は学校教育に対する道民の信頼を損なうものであり、極めて遺憾であります。

児童生徒の教育に携わる教職員には、その職責などから高い倫理観が求められており、一人ひとりが公務員としての使命と責任を深く自覚し、勤務時間中はもとより勤務時間外においても、自らを厳しく律し行動するとともに、法令遵守を徹底し、厳正な服務規律の確保を図らなければなりません。

今後、学校備品の目的外使用や職務専念義務違反等の非違行為があった場合には、当該職員はもとより、管理監督の立場にある職員についてもその職責などを勘案し、厳正に対処することとしているので、所属職員に周知するとともに、特に次の事項に留意しながら、学校全体で服務規律の厳正な保持に努め、不祥事の再発防止に万全を期してください。

記

第1 非違行為等について

1 勤務時間中の職員団体活動について

公務員である教職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、勤務時間中の職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない義務を負っており、職員団体のための活動は、勤務時間中においては、法律又は条例によって特に許される場合以外は、これをなし得ないこと。

なお、法律又は条例で特に許される場合とは、地方公務員法第55条に規定する適法な交渉を行う場合や、時間外勤務代休時間、休日、代休日、年次有給休暇及び休職の期間、並びに、組合休暇（無給）があるが、職員が、職員団体の事務を行ったり、諸会議に出席する場合などについては、必要な手続を必ず行うこと。

2 政治的行為の制限について

(1) 地方公務員は、地方公務員法第36条に基づき、一定の政治的行為の制限がなされ

ていること。

- (2) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、教育公務員特例法第18条により国家公務員の例によるものとされており、これにより、国家公務員法第102条及びこれに基づく人事院規則14-7に規定されている政治的行為の制限が適用されるものであること。

したがって、公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、教育公務員以外の地方公務員について制限されている政治的行為とは異なるものであり、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わずに全国に及ぶものであること。

- (3) 公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止され、また、その地位を利用して候補者の推薦、後援団体の結成に参画するような選挙運動とみなされる行為をすることも禁止されていること。(公職選挙法第136条の2)
- (4) 学校教育法に規定する学校の長及び教員(以下「教員等」という。)は、学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。(公職選挙法第137条)
- (5) 以上の選挙運動の禁止又は制限は、(1)、(2)及び(3)については公務員としての身分を有する限り、(4)については教員等である限り、勤務時間の内外を問わず適用されるものであり(ただし人事院規則14-7第6項第16号(ワッペン、リボン等の着用)については勤務時間内に限られる。)、休暇、休職(いわゆる在籍専従を含む。)、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる取扱いを受けるものではないこと。
- (6) 選挙運動等の禁止・制限規定に違反する行為は、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、上記(3)及び(4)の場合にあっては、刑事上の処罰の対象となるものであること。(公職選挙法第239条第1項第1号及び第239条の2第2項)

3 適正な勤務時間の管理について

勤務時間中に勤務する学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇などの休暇処理のほか、校外研修については職務専念義務免除の承認を受けるなど、必要な手続を必ず行うこと。

特に、長期休業期間中についても、勤務時間中に勤務する学校を離れる場合は、同様の手続を必ず行うこと。

- 4 関係法令等に違反する行為や不適切な行為があった場合は、懲戒処分の対象となるとともに、特に教員等が教育上の地位を利用した選挙運動を行うなどの法令に違反する行為を行い、禁錮以上の有罪判決を受け、それが確定した場合は失職となること。

第2 その他

長期休業期間中の職務専念義務を免除して行われる校外研修、特に自宅での研修については、一部適切さを欠く事例が見られることから、研修計画を詳細に確認の上、厳格に取り扱うこと。

(総務政策局総務課人事グループ)
(総務政策局教職員課人事法規グループ)

教職第2002号
平成23年3月24日

各市町村教育委員会教育長 様
(札幌市教育委員会教育長を除く。)

北海道教育委員会教育長

教職員の服務規律の厳正な保持について（通知）

昨年実施した「教職員の服務規律等の実態に関する調査」において、学校備品を使用して職員団体用務を行った、年次有給休暇等の手続を行わずに職員団体の会議等に出席した、あるいは、ビラ配り、電話かけなどの選挙運動を行ったことがあるなどの回答があり、これら法令等違反の疑いのある行為について、これまで具体的な内容の把握・確認を行ってきた結果、この度、関係職員について訓戒措置等が相当と判断したところです。

学校備品の目的外使用は厳に慎むべき行為であるとともに、勤務時間内に年次有給休暇等を取得せずに職員団体のための活動をするなどには職務専念義務違反に当たるものであります。特に、教職員の政治的行為については、国政選挙や統一地方選挙ごとに、教育公務員特例法や公職選挙法等の関係法令等に違反する行為を行うことのないよう周知徹底するとともに、教育の政治的中立性を疑わしめる行為を厳に慎むよう通達してきたところですが、今回訓戒措置等の対象となった行為は学校教育に対する道民の信頼を損なうものであり、極めて遺憾であります。

児童生徒の教育に携わる教職員には、その職責などから高い倫理観が求められており、一人ひとりが公務員としての使命と責任を深く自覚し、勤務時間中はもとより勤務時間外においても、自らを厳しく律し行動するとともに、法令遵守を徹底し、厳正な服務規律の確保を図らなければなりません。

今後、学校備品の目的外使用や職務専念義務違反等の非違行為があった場合には、当該職員はもとより、管理監督の立場にある職員についてもその職責などを勘案し、厳正に対処することとしているので、所管する学校の教職員に対し周知するとともに、特に次の事項に留意しながら、学校全体で服務規律の厳正な保持に努め、不祥事の再発防止に万全を期すようお願いいたします。

記

第1 非違行為等について

1 勤務時間中の職員団体活動について

公務員である教職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、勤務時間中の職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない義務を負っており、職員団体のための活動は、勤務時間中においては、法律又は条例によって特に許される場合以外は、これをなし得ないこと。

なお、法律又は条例で特に許される場合とは、地方公務員法第55条に規定する適法な交渉を行う場合や、時間外勤務代休時間、休日、代休日、年次有給休暇及び休職の期間、並びに、組合休暇（無給）があるが、職員が、職員団体の事務を行ったり、諸会議に出席する場合などについては、必要な手続を必ず行うこと。

2 政治的行為の制限について

- (1) 地方公務員は、地方公務員法第36条に基づき、一定の政治的行為の制限がなされていること。
- (2) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、教育公務員特例法第18条により国家公務員の例によるものとされており、これにより、国家公務員法第102条及びこれに基づく人事院規則14-7に規定されている政治的行為の制限が適用されるものであること。

したがって、公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、教育公務員以外の地方公務員について制限されている政治的行為とは異なるものであり、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わずに全国に及ぶものであること。
- (3) 公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止され、また、その地位を利用して候補者の推薦、後援団体の結成に参画するような選挙運動とみなされる行為をすることも禁止されていること。(公職選挙法第136条の2)
- (4) 学校教育法に規定する学校の長及び教員(以下「教員等」という。)は、学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。(公職選挙法第137条)
- (5) 以上の選挙運動の禁止又は制限は、(1)、(2)及び(3)については公務員としての身分を有する限り、(4)については教員等である限り、勤務時間の内外を問わず適用されるものであり(ただし人事院規則14-7第6項第16号(ワッペン、リボン等の着用)については勤務時間内に限られる。)、休暇、休職(いわゆる在籍専従を含む。)、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる取扱いを受けるものではないこと。
- (6) 選挙運動等の禁止・制限規定に違反する行為は、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、上記(3)及び(4)の場合にあっては、刑事上の処罰の対象となるものであること。(公職選挙法第239条第1項第1号及び第239条の2第2項)

3 適正な勤務時間の管理について

勤務時間中に勤務する学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇などの休暇処理のほか、校外研修については職務専念義務免除の承認を受けるなど、必要な手続を必ず行うこと。

特に、長期休業期間中についても、勤務時間中に勤務する学校を離れる場合は、同様の手続を必ず行うこと。

- 4 関係法令等に違反する行為や不適切な行為があった場合は、懲戒処分の対象となるとともに、特に教員等が教育上の地位を利用した選挙運動を行うなどの法令に違反する行為を行い、禁錮以上の有罪判決を受け、それが確定した場合は失職となること。

第2 その他

長期休業期間中の職務専念義務を免除して行われる校外研修、特に自宅での研修については、一部適切さを欠く事例が見られることから、研修計画を詳細に確認の上、厳格に取り扱うこと。

(総務政策局教職員課人事法規グループ)

関 係 法 令 等

●地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）

（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（降任、免職、休職等）

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
 - 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。
- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。
- 4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（服務の根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（職務に専念する義務）

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務

上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第55条の2 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員とし

て当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

- 5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、退職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
- 6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

●職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 (昭和41年7月26日条例第36号)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第6項の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法第55条に規定する適法な交渉を行う場合
- (2) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条の2第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第9条の2第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）に規定する時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）
- (3) 勤務時間等条例第11条第1項又は学校職員勤務時間等条例第11条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する休日及び代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）
- (4) 年次有給休暇及び退職の期間

●教育公務員特例法（昭和24年1月12日号外法律第1号）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第18条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

- 2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

●国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）

（政治的行為の制限）

第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙

権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

- 1 職員は、公選による公職の候補者となることができない。
- 2 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

●人事院規則 14—7（政治的行為）（昭和24年9月19日人事院規則14—7）

人事院は、国家公務員法 に基き、政治的行為に関し次の人事院規則を制定する。

（適用の範囲）

- 1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。
- 2 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。
- 3 法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止又は制限される。
- 4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第六項第十六号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

（政治的目的の定義）

- 5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第六項に定める政治的行為に含まれない限り、法第百二条第一項の規定に違反するものではない。
 - 一 規則一四一五に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。
 - 二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。
 - 三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。
 - 四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。
 - 五 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。
 - 六 国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害すること。
 - 七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。
 - 八 地方自治法 に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

（政治的行為の定義）

- 6 法第百二条第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。

- 二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。
- 三 政治的目をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に關与すること。
- 四 政治的目をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。
- 五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
- 六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。
- 七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。
- 八 政治的目をもつて、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める国民審査の投票又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。
- 九 政治的目のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。
- 十 政治的目をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。
- 十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目を有する意見を述べること。
- 十二 政治的目を有する文書又は図画を国又は特定独立行政法人の庁舎（特定独立行政法人にあつては、事務所。以下同じ。）、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目のために国又は特定独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。
- 十三 政治的目を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。
- 十四 政治的目を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。
- 十五 政治的目をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。
- 十六 政治的目をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。
- 十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。
- 7 この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は制限するものではない。
- 8 各省各庁の長及び特定独立行政法人の長は、法又は規則に定める政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事実があつたことを知つたときは、直ちに人事院に通知するとともに、違反行為の防止又は矯正のために適切な措置をとらなければならない。

●公職選挙法（昭和25年4月15日号外法律第100号）

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第136条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
 - 二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員（以下「公庫の役職員」という。）
- 2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。
- 一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 三 その地位を利用して、第九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第137条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）

第239条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮（こ）又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二百二十九条、第三百七条、第三百七条の二又は第三百七条の三の規定に違反して選挙運動をした者
 - 二 第三百三十四条の規定による命令に従わない者
 - 三 第三百三十八条の規定に違反して戸別訪問をした者
 - 四 第三百三十八条の二の規定に違反して署名運動をした者
- 2 候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等が第三百三十四条の規定による命令に違反して選挙事務所を閉鎖しなかつたときは、当該候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮（こ）又は三十万円以下の罰金に処する。

(公務員等の選挙運動等の制限違反)

第239条の2 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者となろうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮（こ）又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 当該公職の候補者となろうとする選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において「当該選挙区」という。）において職務上の旅行又は職務上出席した会議その他の集会の機会を利用して、当該選挙に関し、選挙人にあいさつすること。
- 二 当該選挙区において、その地位及び氏名（これらのものが類推されるような名称を含む。）を表示した文書図画を当該選挙に関し、掲示し、又は頒布すること。
- 三 その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、当該選挙に関し、その者に係る特別の利益を供与し、又は供与することを約束すること。
- 四 その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2 第百三十六条の二の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、二年以下の禁錮（こ）又は三十万円以下の罰金に処する。